



目 次

規 則	ページ
◎高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○漁船損害等補償法による同意成立（漁業管理課）	2
○漁船損害等補償法による付保義務消滅（「」）	2

規 則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年8月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第51号

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年高知県規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「（平成10年4月8日建設省住市発第13号建設事務次官通知）」を「（平成10年4月8日付け建設省住市発第13号建設事務次官通知）」に改める。

第3条中「別表第1の」を「別表第1に定める」に改める。

第4条中「によるほか、」を「によるほか、知事が」に改める。

第7条第1項中「のとおりとする」を「によるものとする」に改め、同条第3項中「不相当と」を「不相当である」とに改める。

第8条第2項中「別表第2の」を「別表第2に定める」に改め、同条第3項中「第13条第4項」を「第13条第4項において読み替えて準用する同条第1項」に、「別表第2の2の」を「別表第2の2に定める」に改める。

第10条中「第63条において」を「第63条において読み替えて」に、「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改める。

第22条第2項中「請求は、」を「請求は、知事が」に改める。
第23条第1項中「のとおりとする」を「によるものとする」に改める。

第27条第2項ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第30条第2項中「別表第4の」を「別表第4に定める」に改める。

第31条中「使用者」を「当該使用者」に改める。

第33条及び第34条中「において」を「において読み替えて」に改める。

第35条第2項第2号中「、寄附行為」を削り、同項第3号中「法人以外の団体にあつては」を「法人以外の団体にあつては当該団体の」に改める。

第38条中「のとおりとする」を「によるものとする」に改める。

第39条中「知事が」を「知事が別に」に改め、「、別に」を削る。

別表第4中

「

船 岡	311から383まで	1,800円
	384から438まで	2,100円
	上記以外の番号	2,400円

」

を

「

船 岡	311から383まで	1,800円
	384から438まで	2,100円
	439から441まで	1,900円
	上記以外の番号	2,400円

」

に改める。

別記第47号様式を次のように改める。

第47号様式（第35条関係）

年 月 日

高知県知事 様

指定管理者指定申請書

高知県営住宅の指定管理者の指定を受けたいので、高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第65条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	
			氏名	Ⓜ
主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	
高知県内の主たる事務所等の所在地	(郵便番号 -)			
	電話番号		ファクシミリ番号	

関係書類

- (1) 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第65条第1号の事業計画書
- (2) 高知県営住宅の設置及び管理に関する条例第64条各号に規定する業務に係る収支予算書
- (3) 定款、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

告 示

高知県告示第544号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成23年8月22日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

小才角加入区

高知県告示第545号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成19年8月高知県告示第506号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成23年8月21日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年8月22日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

小才角加入区